



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 S E M I T E C 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 塚 二 朗
(コード番号：6626)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 石 塚 淳 也
(TEL. 03-3621-1155)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成27年5月13日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、本年6月25日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定時株主総会開催日（予定）	平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 27 年 6 月 25 日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 <条文省略></p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <条文省略></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結す</u></p>	<p>現行どおり</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 現行どおり</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該</p>

ることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第23条～第24条 <条文省略>

現行どおり

(取締役会の招集通知)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条 <条文省略>

現行どおり

(取締役会の議事録)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条 <条文省略>

現行どおり

(取締役の報酬等)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(新設)

(重要な業務執行の決定の委任)

第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

第5章 監査役および監査役会

第5章 監査等委員会

(監査役および監査役会の設置)

(監査等委員会の設置)

第30条 当社は監査役および監査役会を置く。

第31条 当社は監査等委員会を置く。

(監査役員の員数)

(削除)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

(削除)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(削除)

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使する

ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(削 除)

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(削 除)

(監査役の実任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

(削 除)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削 除)

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(削 除)

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

<p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第41条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の選任) 第42条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の任期) 第43条 <条文省略> 2. <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第45条 <条文省略></p> <p>(剰余金の配当等) 第46条 <条文省略> 2. <条文省略> 3. <条文省略></p> <p>(配当金の除斥期間) 第47条 <条文省略> 2. <条文省略></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第36条 現行どおり</p> <p>(会計監査人の選任) 第37条 現行どおり</p> <p>(会計監査人の任期) 第38条 現行どおり 2. 現行どおり</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第40条 現行どおり</p> <p>(剰余金の配当等) 第41条 現行どおり 2. 現行どおり 3. 現行どおり</p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 現行どおり 2. 現行どおり</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. 当社は、第59回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第59回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</p>
---	---